

独自除く45道府県導入

産廃優良性
評価制度 全国で運用体制整う

環境省が進める産業廃棄物処理業の優良性評価

制度は都道府県や政令市が運用する制度となっておりが、未対応だった宮崎県が今月から導入を開始した。これですでに格付け制度を実施している岩手県と、近く独自の評価制度をスタートさせる予定の東京都を除く45道府県が導入し、全国で運用体制が整った。

同制度は2005年4月に施行、実際の自治体による運用は同年10月からスタートした。処理業界などからは、自治体によっての対応のばらつきを指摘する声もあったが、運用開始から3年では体制が整った。国の制度導入を見送っている

岩手県と東京都も独自の制度による業者育成を目指しており、全国の自治

体が処理業界の優良性に本腰を入れ始めた。多くの自治体が許可更新

新時の申請受け付けに加え、随時受け付けも導入してきており、環境省では未導入の自治体に対しても検討するよう呼び掛けている。

今後同省では情報公開の期間短縮など基準見直しも進め、認定業者数の拡大を図っていききたい考えだ。